

## 第1回 原ブランド特産品認定審査委員会 会議録

令和3年11月12日（金）

原村役場 3階 講堂

午後6時00分～午後7時30分

審査委員会

商工会：岩波ふさ子、鎌倉 功

村観光連盟：佐宗利江、森 優

原村振興公社：坂口陽史

いきいき原村農業塾：村上香菜子

商工観光課：小池恒典課長、菊池紀幸係長  
牛山

1. 開 会…菊池係長

2. あいさつ…小池課長

3. 委嘱状の交付…小池課長

委員自己紹介及びブランド特産品認定事業に関する説明

4. プレゼンテーション

1) 信州高地裁食品合同会社 五味光亮 様・・・・・・・・6:20 から

・天然糖蜜 説明

A委員：実際にはどういう使い方をしますか？

五味さん：砂糖の代わりです。信玄餅にかかっているものが糖蜜で、県産のものだけで味付けしたいという菓子店もあります。生寒天に味をつけて収穫祭で提供したところ、おいしいと評判になりました。

A委員：一般の方がメイプルシロップなどのように使えますか？

五味さん：量を作り、販路ができないと一般の方まで行きあたりません。ソルガムはシストセンチュウなどが繁殖する条件と真逆の植物で、ソルガムを数年育てることでシストセンチュウを抑えることができると思います。この作物を育て始めたきっかけも、そのためです。

B委員：いつ種をまいて、いつ収穫しますか？

五味さん：試験をした結果、原村では5月20日～25日くらいの間が一番良い。

B委員 : 値段は 980 円ですね。  
五味さん : 実際にはその価格ではまったく採算が合いません。  
B委員 : 1 年に何本できますか？  
五味さん : 栽培を広げればいくらでも増やせます。今は一反歩も作っておらず、その量でもすべてを瓶詰まではしていません。100 本ほどは作っていますが、残りは大きな樽に入れて冷蔵保存しています。  
B委員 : はちみつのような味でしょうか？  
五味さん : 海外旅行に行くと空港などでサトウキビの生ジュースがありますが、やや青臭さのあるジュースなので煮詰めても少し癖があります。  
C委員 : 今現在販売は？  
五味さん : 茅野の寒天屋などに欲しいと言われていますが、まだ販売はしていません。私が忙しいので人手が欲しいところです。  
事務局 : この先販売はしていきますか？  
五味さん : 卸販売の会社に出そうかと思っています。  
B委員 : 原村で売るとは考えていませんか？  
五味さん : 直接売ることが現在はできません。小売店では一度にたくさん買ってくれるものではないので、こまめに補充する必要があります。

#### ・熟成黒にんにく 説明

B委員 : 値段が少し高いように思います。  
五味さん : 同じ国産でも青森産との違いを出すために、原村産、この標高での栽培にこだわっています。世界のにんにくの中から、この高度でどれが良くできるのか、種を取り寄せて試験しています。  
B委員 : 外国のものは実が小さく、それで黒ニンニクというと食べるところが本当に少ないですね。  
五味さん : 中国産は片が 12 片あり小粒で、それが黒にんにくとして安く売られています。  
B委員 : どのにんにくを使っているということをパッケージに表示しますか？  
五味さん : 現在海外のにんにくは育ててはいるが試験中です。  
C委員 : ご自身で作られていますか？  
五味さん : 現在、国内で多く売られているものはチリなど海外からにんにくを仕入れて作っていますが、うちは 100 パーセント自家製です。  
D委員 : すべて原村で育てていますか。富士見町や茅野市でも作っていますか？  
五味さん : すべて原村です。私は凝った試験をするので、青森の人がうちの畑を見て非常に驚いてくれたことがあり、かなり自信を持ちました。にんにくの成長のもとになる土づくりに気を付けて、原村産としての特徴を出そうとしています。  
B委員 : 売ることになった場合、中国産のような表示をしますか？  
五味さん : 品種をつけるというのであれば、そうです。にんにくは原村産だが、中国の

山東種を使っている、原産の国は表示する。

D委員 : 一般消費者が購入できる状態でしょうか。

五味さん : はい。

B委員 : 原村で他の人も黒にんにくを販売しています。

五味さん : 私が教えてもいるので作っている人が多いのです。

B委員 : 同じ黒にんにくでも、認定していない人は「原ブランド」のマークは使えないということですね。

事務局 : はい、それはそうです。

五味さん : 「原っこにんにく」は意匠登録しているため差別化はできます。

事務局 : 資料3に商標登録等があるのでご確認ください。

B委員 : 種というのは、一度育てたらまた新しいものを海外から輸入するのですか？  
一度育てたものを種として使いますか？

五味さん : 育てたものの中から良いものを使うのだが、にんにくは出来たものを翌年植えると病気などの影響が出ますので、茎の途中についた原種（種子）を使うのが正しい栽培です。

B委員 : それでにんにくになるまで育つのですか？

五味さん : 3年～5年かかるが病気も確認でき、良いものが育ちます。

事務局 : ありがとうございます。結果は後日通知いたします。

## 2) Berry Farm 原村の清水さんち 清水俊明 様・・・7:00 から ・ベリーソース 説明

A委員 : 6カ月という賞味期限は販売店にすると短いように思います。

清水さん : それは検討する必要があるかも知れませんが、現在は自分が回り賞味期限が短いものは回収しているため半年でも対応できている。ビン詰のため実際は常温で2年間は大丈夫ですが、安全のため賞味期限を半年にしています。回収したものはカフェで使って何ら問題がありません。

B委員 : 個人でもブルーベリージャムは作れるが、これは作れないでしょう。

C委員 : ソースで1品目扱いとなりますか。

事務局 : 今回、商品名はソースとジャムということでしたが、ジャムは申請しないということなら別のもの、というわけにもいかないなので、今回はソースのみで審査させていただきたい。

E委員 : ソース2品ということですか？

事務局 : ソースとして他にも種類はあるのですが、そうなるとその都度すべて認定となりますのでソースはソースでいいと思います。

清水さん : 現在のところソースは2種類です。

E委員 : 無農薬栽培で虫などはつかないのですか。

清水さん : ベリー類そのものが虫はつきにくいものです。畑は農薬も飛んでこない場所で、近くに無農薬の田んぼがあり、カエルがいるので虫を食べてくれま

す。農薬を使わないことで生態系が保持されていると思います。

A委員：販売されているということは保健所などの許可も大丈夫ですね。

清水さん：はい。現在、食品衛生協会の推進委員もやっています。

- 3) 原高原ビレッジ高原ワイン 野口正夫 様・・・・・・7:30 から  
松井副代表も説明のために同席

・原ビレッジ高原ワイン 説明

E委員：事業に関するご意見があったが、今回申請をした理由をお教えてください。

野口さん：販路を広げるためです。村の樅の木荘や文化園、原ブランドということで自由農園などに声をかけたいと思っています。

B委員：今はそういうところに出していないのですか。

野口さん：今は量が少ないので会員の分で終わってしまっていますが、今年は去年より多く収穫でき、今後さらに収穫量が多くなることは確実です。

B委員：お子さんなど跡継ぎはいらっしゃいませんか。

野口さん：移住者が会員なのでその中に跡継ぎになるような方がいません。

B委員：原中学でもワインを作っていますね。

野口さん：その先生とも今度お会いする予定です。

B委員：会員で作業をしているのは何人くらいですか。

野口さん：来られない方もいますが、全員参加が前提です。

B委員：もともと原村の人はいらっしゃいませんか。

野口さん：いません。

C委員：私も移住者だから興味はあります。無添加で、酸化防止剤なども加えていないのですか。

野口さん：はい。アルコール度を高めるために砂糖を入れる話がありましたが、入れない方が良いということで糖分も加えていません。

D委員：会員の中でワインを販売している中で、収量が少なくても一般向けの販売に力を入れていただけますか。

野口さん：会員と話し合いが必要ですが、会員への販売を減らして一般販売に回すということもできます。

松井さん：現在 500 本ほどですが、植えてある木から将来的には 5 年後には 1500 本ぐらいは収穫できます。1500 本というとグループだけでは消費できません。せっかく皆においしいと言っていたので、できれば原ブランド特産品として認定をお願いしたく考えています。標高 1000m でワインは、どこも作っていません。1000m ではワインができないと言われていました。ダメだと言われていたが素人だから、やってみないと分からないということでやってみました。

B委員：もとは会員で楽しむためにやり始めたということで、生活のためではないのですね。

野口さん：はい。

A委員：認定をするというのは商品があって認定できるかできないかとなります。5年後に1500本だとできると言われても、それは違うように考えます。

野口さん：今も少しは販売ができます。

A委員：やっていることはすごいが、私どもも初めてであり、どこまでを認定して良いか分かりません。商品ありきだと思う。今みなさんが作られていることは大変良いことですが、その活動自体を認定するのでしょうか。商品がなく、具体的ではありません。商品が安定して出せるので原村ブランドとして認定してくれないか、ということではないでしょうか。

松井さん：今タンクの中で熟成しているため、あと一か月くらい必要です。

A委員：商品があることで保健所の認可等もあると思うので。

松井さん：ワイナリーが認可をとっています。今年から初めてラベルを貼りますが、原ビレッジという名前のワインです。最初から認定していただけないかも知れませんが、今後を見ていただければ良いと思います。

## 5. 認定審査

B委員：移住されているが村内の人ではないということなのだろうか。

事務局：山田歯科の近くに畑があります。

事務局：採点をお願いします。

A委員：採点しようがないものもありました。

事務局：基本的には落とす審査ではなく、どんどん認定してブランドとして広げていくことが目的です。

A委員：2年間の認定で、ワインが増えるのが5年後ということでしたが認定して良いのですか。

C委員：ソースにしても「今年はベリーが取れず商品がない」ということもあるかも知れませんが、原材料のことまでは考えなくて良いではありませんか。

E委員：2年後に認定の延長はできますか。

事務局：更新は可能です。ワインに関しても今年販売する分があるということでした。

A委員：認定したらどれくらいのメリットがあるかということ、はっきりお伝えしないといけないではありませんか。

C委員：今のところは認定マークをつけられるということでしょう。このブランドが認知されていけばメリットは増えるはずですが。

A委員：ホームページで宣伝するというようなことを事業者に伝えたらどうですか。

B委員：認定された場合はホームページ等で発表したら良いですね。

事務局：認定したものを村で発信していきます。

B委員：審査は1年に1回ですか。

事務局：2回くらいできればと思います。初めての経験なので分からないことが多い

ですが、できるだけ広げていきたい事業です。

- B委員 : 認定されたが、うまくいかなかった場合はどうしますか。
- 事務局 : 本人からの取り下げ、こちらからの停止もあります。
- E委員 : ワインについて、意見はあるが申請を出してくれたことも加味したい。
- C委員 : 販売実績がないものを評価するということが難しいですね。
- E委員 : 売られてはいると思うが量が少ないのでしょうか。
- 事務局 : ブランド認定することで販売に力を入れられることもあります。
- E委員 : 原ブランド自体の価値を村が高めてくれるという期待を含めて皆さん申請してくれたのだと考えます。
- 事務局 : 村も周知などはしていきます。数が増えていけば店舗にコーナーを作っていただく働きかけなどもできるだろうが、実際の商品は各自に頑張っていたただくしかありません。村でイベント等の出展があれば販売なども検討します。
- A委員 : 原村で作っているという素性がしっかりしていますし、彼らのやる気等で判断しても良いのではないのでしょうか。今日判断できるのはそれだけです。
- 事務局 : すべて実績があるもので申請していただけるわけでもありませんので。
- B委員 : 食べるものだから保健所は通すということですよ。
- 事務局 : そうした必要なことはやっただくことになっています。
- B委員 : 書類が多く申請が大変そうです。
- 事務局 : 他の市町村を参考にして作りましたが、申請する方の気持ちにまで思いを馳せていない部分もあったかと思えます。個別にご意見もいただいたので、よりよい制度にもしていきたいですが、今はこの制度ですので、現状で考えていただきますよう、お願いします。

## 審査

- 事務局 : 『黒にんにく』については丸が5つで認定です。『天然糖蜜』について丸が3つで×が2つ、三角が1つです。
- 事務局 : 6人の3/2の賛成で認定ですから、4つ丸が必要です。鎌倉委員に関しては途中までの参加でしたが書類で審査をして提出いただいています。
- A委員 : 三角2つで丸ということで良いではありませんか。
- D委員 : 私は三角にしたが物はいいと思う。商品化できる状態でなさそうだったことで三角にした。その部分について皆さんが良いのであれば、認定で良いと思います。
- 事務局 : 天然糖蜜の方は認定でよろしいですか。反対の方がいたら挙手をお願いします。

## 挙手なし

- 事務局 : では認定にいたします。『原ビレッジ高原ワイン』は丸が5で認定です。『ベ

リーソース』は全員丸でした。4品すべて認定ということにします。村長の決裁後にプレスリリース、ホームページ等でも広報をしていきます。

## 6. その他

事務局 : 初めての審査でご迷惑をおかけしましたが、今後1年よろしく願いいたします。

A委員 : 商品の販売・広報を手伝ってあげないとかわいそうです。

B委員 : 今後も審査会があるとしたらこの時間帯になりますか。

事務局 : 今後は昼間でもよろしいでしょうか。

A委員 : 昼間の方がありがたい。

事務局 : では、次回以降は昼間ということで、よろしく願いします。制度自体についてもご意見等ありましたらお寄せください。

## 7. 閉 会…小池課長